

令和8年度第3回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月16日(火)
午前9時30分 ～ 午前11時20分
場 所 下関市立川棚公民館 2階 講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 2 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	欠席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	欠席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5 名

傍聴人なし

令和 8 年度第 3 回総会

(開始時刻 9 時 3 0 分)

事務局（村田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 15 名、欠席委員は 3 名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、本日の総会が、成立いたしますことをご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、議長である会長の開会の宣告ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

※会長挨拶中に、議席番号 1 番、阪田実委員入室、出席の委員 16 名、欠席委員は 2 名に変更。

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、令和 8 年度第 3 回定例総会の開会を宣告します。

それでは、議事に入ります前に、総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして、私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 12 番、坂田謙祐委員と、議席番号 15 番、藤本康洋委員の、ご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 3,440 m²、位置図は 3、4 ページ、公図は 5 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所栗野支所から南南東へ約 400 m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、県外に居住しており農業後継者もない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [] の距離に位置し、譲受後は、牧草を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 2 筆と畑 2 筆で、合計面積は 2, 8 3 2 m²、位置図は 6、7 ページ、公図は 8 ページから 1 0 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北北東へ約 1. 7 k m に位置しており、 [] と [] は過去に農業公共投資の対象となった農地で、 [] は農業振興地域内白地の農地、 [] は農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、今後耕作する見込みのない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、いずれも譲受人の自宅から [] 以内に位置しており、譲受後は、水稻、トマト、大根等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 1, 1 1 8 m²、位置図は 1 1、1 2 ページ、公図は 1 3 ページから 1 5 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から西へ約 2. 4 k m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、相続で取得したものの耕作が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅の [] 位置し、譲受後は、きゅうり、キャベツ等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

2 ページに戻りまして、4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 2, 4 9 5 m²、位置図は 1 6、1 7 ページ、公図は 1 8 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約 2 0 0 m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、 [] で新たに農業を始めるために購入を申し出た譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から []、 [] に位置しており、譲受後は、水稻を作付けする予定で、売買による所有権の移転となっております。

2 ページに戻りまして、5 番申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 1 7 8 m²、位置図は 1 9、2 0 ページ、公図は 2 1 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から東南東へ約 6 0 0 m に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、新たに農業を始めるために購入を申し出た譲受人の要望に、譲渡

人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅の [REDACTED] 位置し、譲受後は、馬鈴薯、なす、きゅうり等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有または借り受ける予定であり、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番の案件についてご報告いたします。令和8年6月10日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を調査いたしました。申請地は、数年前の大雨災害により、栗野川からのいぜが破損しており、周辺のほ場も含め、水稻の作付けはできません。譲受人は、以前より、利用権設定により、申請地で牧草を作付けており、今後は申請地を贈与により取得し、引き続き営農を継続するものでありますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、2番及び4番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。まず2番について説明をします。6月5日、委員2名、事務局2名で現地調査を実施しました。譲渡人と譲受人は [REDACTED] で譲受人が以前より管理、耕作していました。譲渡人は農作業を行っておらず、今後も耕作する見込みがないため、譲渡する事にしましたものです。畑地 [REDACTED] は、保全管理されており残りの田2筆、畑1筆は耕作してありました。宜しくご審議ください。

続きまして4番ですが、6月5日、委員2名、事務局2名で現地調査を実施しました。譲渡人と譲受人は [REDACTED] です。譲受人から売渡しの申出があったためこれに応じる事にしましたものです。譲受人は遠方に住んでいますが実家の母及び姉と耕作し自家消費の予定です。耕作に必要な農機具の手配もできており、適

正に管理できるものと思います。宜しくご審議ください。

議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。3番の案件についてご説明いたします。6月5日、事務局員2名、委員2名で現地確認をいたしました。譲受人及び譲渡人は、これは、
[REDACTED] であります。申請地から [REDACTED] である、譲渡人の家は、
[REDACTED] なっています。市内の方に居住しておられます。譲受人は以前から、すいか等いろいろと野菜を植えられていたことを私は確認しております。実はここは、水がとりにくい所で、譲受人は自宅の水道水を利用して、畑、野菜を作るのが主となっています。譲受人は、会社勤めがありますので兼業となりますが、親から受け継いだ農機具等は全て、乾燥機も含め、水稻に関しては全部揃っておりますので、何ら支障はないと思います。ご審議の程宜しくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、5番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

16番、河本です。議案第1号の5について報告いたします。去る6月10日、農業委員2名と事務局2名で現地確認いたしました。譲受人の自宅 [REDACTED] 農地で自家用野菜を栽培するとのことでした。わずかですが野菜が植えてありました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可について、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可についてをお諮りします。なお、審議にあたり、4番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しますので、4番を除いた1番から6番までの案件の審議の後、退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書 22 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田 1 筆で、転用面積は 6 5 9 m²、位置図は 25、26 ページ、公図は 27 ページ、土地利用計画図は 28 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から北東へ約 6 0 0 m に位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」でございます。

転用目的は、山陽新幹線耐震補強工事を施工するにあたり、一時的に事務所・倉庫・トイレ・産廃 BOX を設置するもので、借受人の要望に各貸付人が応じたものでございます。賃借権の設定で、一時的な利用となります。一体利用地は貸付人の所有地 1 筆であり、土地所有者として承諾しております。また、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。なお、申請地に隣接した農地はありません。し尿はくみ取り式で、生活雑排水と雨水は道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は、「一時的な利用」であることから、令和 10 年 4 月 30 日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

22 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、転用面積は 9 5 m²、位置図は 29、30 ページ、公図は 31 ページ、土地利用計画図は 32 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から北北東へ約 2.3 km に位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」でございます。

転用目的は、農家住宅を敷地拡張するものです。申請理由につきましては、カーポートを含む自己用駐車場を整備するもので、貸付人が、XXXXXXXXXX 借受人の要望に応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地は借受人の所有地であり、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高位置にあり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は追認案件で、前所有者が、平成 8 年より駐車場用地として利用し

ていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書 23 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 2 筆で、転用面積は 881 m²、位置図は 33、34 ページ、公図は 35 ページ、土地利用計画図は 36 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所角島支所から西南西へ約 2.3 km に位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」でございます。

転用目的は、ドッグランを整備するものです。申請理由につきましては、借受人が経営している飲食店に来店する、ペット同伴の愛犬家たちが利用できるよう計画したものであり、借受人の要望に、各貸付人が応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、のりで分断しております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、「隣地の農地をとおる土水路」および「法定外道路」をとおり、一部が「隣接地である原野」に放流されますが、農地の所有者は承諾しており、原野の所有者に対しては、申請書に、何か問題が発生した場合は当事者間で協議し、誠実に対応するとの記載があることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は無断転用案件で、平成 29 年に一部転用の許可を受けた [REDACTED] の残地について、詳細な時期は不明ですが、店舗の敷地として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書 24 ページをお開きください。5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、転用面積は 1,086 m²、位置図は 41、42 ページ、公図は 43 ページ、土地利用計画図は 44 ページをご覧ください。申請地は、宇賀本郷駅から南南東へ約 700 m に位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」でございます。

転用目的は、駐車場を整備するものです。申請理由につきましては、これまで倉庫内敷地や路上等に駐車していたものの、作業効率の悪化や交通上の危険性、

来客者の利便性を考慮し、このたびの計画に至ったものであり、譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存のりと畦畔で分断しております。汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしており、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

24ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、転用面積は294㎡、位置図は45、46ページ、公図は47ページ、土地利用計画図は48ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から東へ約1.1kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。

転用目的は、倉庫の建築と駐車場の整備を目的に、店舗敷地を拡張するものです。申請理由につきましては、調理器具等の保管と駐車スペースの確保が難しいことから、今回の計画に至ったものでございます。不動産会社の仲介により、売買による所有権の移転となっております。一体利用地の1筆は、譲受人が譲渡人から購入予定であることから確保は確実で、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、縁石で分断しております。汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ道路側溝や法定外道路、農地以外の隣接地に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は無断転用案件で、少なくとも平成13年には倉庫を建築し、調理用器具等の保管場所として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1 番及び2 番の案件につきまして、議席番号 3 番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

3 番の新久保です。1 番と 2 番の案件につきまして現地調査の結果を報告します。2 件とも 6 月 5 日に農業委員 2 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました。まず 1 番の案件ですが、申請内容は、借受人は、新幹線の耐震補強工事に伴い事務所、倉庫、トイレ等の施工ヤードの設置が必要なため、借受人が申し出て、現在耕作していない貸付人が了承したものです。賃貸借による権利設定です。隣接する農地はなく、雨水は道路側溝に放流し、仮設トイレは汲み取り方式であります。計画地の一部に一体利用地がありますが、過去に農業倉庫を建てていましたが、現在では解体をされています。工事終了後は、原状回復誓約書が提出されており、問題ないと思います。

次に、2 番の案件ですが、申請内容は、自己用駐車場を整備するため、農家住宅の敷地拡張を行うものですが、既に駐車場は整備されていました。貸付人によると、平成 4 年に、XXXXXXXXXX が隣接地に住宅を建築し、その後、平成 8 年に無許可で申請地に駐車場を整備したものであります。今回の申請者である貸付人と借受人は XXXXXXXXXX で隣接する農家住宅に同居していますので、今回の案件については、双方とも了承済みです。本件は、追認案件で貸付人から農業委員会会長あてに始末書が提出されております。隣接する農地は貸付人の所有であり問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（山田会長）

続いて、3 番の案件につきまして、議席番号 1 8 番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

1 8 番の有田です。

1 番の案件についてご報告いたします。令和 8 年 6 月 1 0 日に農業委員 2 名と事務局職員 2 名で現地を調査いたしました。申請地の 1 筆は、既に駐車場区画ロープが張られ、前の借受人の法人が、長年、駐車場として利用されていたものです。始末書を確認しましたが、時期については不明となっていますが、平成 2 9 年に申請地の筆の一部は、駐車場として農地転用許可されていますので、それ以降に整備されたものと思われます。残りの 1 筆は、数年前は、保全管理がなされていた農地だったと記憶しておりますが、調査時は、雑草が繁茂した状態でした。申請理由は、隣接地で飲食業を営む法人が、ドッグランの整備を計画したもので、各貸付人が借受人の要望に応じたものです。使用賃貸による権利の設定です。申請者からは、工作物の設置に必要な、自然公園法や鳥獣保護管理法に必要な申請書も提出されてきました。汚水の発生はなく、雨水のみ、土水路から道を

とおり一部が隣接地に放流されますが、農地の所有者からは、承諾書が、農地以外の所有者からの承諾書はありませんでしたが、申請書に、何か問題が発生した場合は、当事者間で協議し、誠実に対応するとの記載がありましたので、問題ないと判断しました。この度の申請については、致し方ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、5番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。5番の案件について、現地確認をしましたので報告いたします。6月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認調査いたしました。事務局の説明のとおりですが、譲受人は、従業員15名の土木建築業の法人で売買による所有権移転で、23台分の駐車場を整備するものです。現地は、[REDACTED]に市道を挟んで事務所、倉庫があり、法人代表者の自宅の隣が駐車場予定地となっています。これまで、事務所敷地内や倉庫敷地内、路上に社用車や従業員車両を駐車していました。事務所敷地内に来客用駐車場がなく路上駐車しており、交通上の危険もあり、倉庫敷地内も社用車で作業効率の低下が課題でした。予定地は長年遊休農地であり、譲渡人は山口市に居住しており、立地条件が良いことから、譲受人が要望し、これに応じたものです。第2種農地で隣接地も遊休農地であり、汚水はなく、雨水は自然流下で農業用排水路に放流されることから問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、6番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

16番、河本です。議案第2号の6について報告いたします。去る6月10日農業委員2名、事務局2名で現地を確認しました。現地には、譲渡人の[REDACTED]が建てた倉庫があり譲渡人から始末書が提出されています。今後は、譲受人が駐車場と調理器具の倉庫として利用する予定です。ご審議の程お願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可についての、4番を除く1番から6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の委員の

挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、4 番を除く、1 番から 6 番の案件について、原案のとおり許可とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、4 番の案件についての審議に入りますので、議席番号 1 1 番、河本隆一委員は退席をお願いします

それでは、4 番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書 2 3 ページをお開きください。4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆で、転用面積は 7 9 8 m²、位置図は 3 7、3 8 ページ、公図は 3 9 ページ、土地利用計画図は 4 0 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南西へ約 1. 4 k m に位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」でございます。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものです。申請理由につきましては、申請地が、譲受人の耕作地の中心に位置し、通作に便利なことから、効率的な営農を図るため、農業用倉庫を建築して作業場を整備するものであり、譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存のりで分断しております。汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は追認案件で、平成 2 3 年に農業用倉庫を建築し、利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

続きまして、4 番の案件につきまして、議席番号 1 2 番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

1 2 番の坂田です。4 番の案件について現地確認の報告をいたします。去る 6 月 9 日、農業委員 2 名と事務局 2 名で現地を確認しました。事務局からも報告がありましたが、これは追認案件ですが、以前、平成 2 3 年に譲受人さんが譲渡人さんから土地を借りて農業用倉庫を建てました。当時、業者さんからは、農業用倉庫であれば農地法の許可の申請はいらないよとのアドバイスを受けたことか

ら悪意はなく、勘違いしたままであったものです。この度、農地を取得することになって、許可が必要であることが分かって、申請されたものです。申請地は小集団の第2種農地でありますし、近隣農地への対策もされており、汚水も発生しません。そして、雨水については、前の道路の側溝に流すということですので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可についての4番について、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

河本委員は着席をお願いいたします。

議長（山田会長）

次に、日程第3、議案第3号、農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認についてをお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書、49ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、52ページから54ページ、公図は55ページから59ページ、土地利用計画図は、60、61ページでございます。

変更内容は、営農計画等の変更で、申請地の一部の農作物の作付けを、お茶から陸稲に変更するものでございます。総会議案書、60、61ページをご覧ください。[]と[]につきまして、計画通りにお茶を作付けしておりましたが、排水不良等の影響で生育不良を起こしており、計画通りの収穫が見込まれない状況となっていたことから、社内で協議し、別の圃場で収穫のあった陸稲に、一部、変更するものでございます。なお、土地利用計画図上で茶園、右矢印、陸稲としているエリアが、変更部分でございます。なお、今回の変更内容を考慮した、全体の作付け作物の状況を、議案第3号関係資料1番の15ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

総会議案書、50、51ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、62ページから64ページ、公図は65ページから69ページ、土地利用計画図は、70ページから75ページでございます。

変更内容は、営農計画等の変更で、申請地の一部の農作物の作付けを、お茶あるいは山椒から、陸稲に変更する[]でございます。[]書、[]ジから74ページをご覧ください。[]の一部と、[]、[]、[]、[]には、計画通りにお茶を作付けしておりましたが、排水不良等の影響で、生育不良を起こしており、計画通りの収穫が見込まれない状況となっていたことから、社内で協議し、別の圃場で収穫のあった陸稲に、[]は一部、それ以外の筆は全て、変更するものでございます。なお、土地利用計画図上で茶園、右矢印、陸稲としているエリアが、変更部分でございます。ちなみに、70ページの[]につきましては、令和7年度第4回総会で事業計画変更のご承認をいただき、すでに一部で陸稲を栽培しておりますが、今回の変更により、1筆全体で陸稲を栽培することとなります。総会議案書、75ページをご覧ください。[]には、計画通りに山椒を作付けしておりましたが、排水不良等の影響で、生育不良を起こしており、計画通りの収穫が見込まれない状況となっていたことから、社内で協議し、別の圃場で収穫のあった陸稲に変更するものでございます。なお、今回の変更内容を考慮した、全体の作付け作物の状況を、議案第3号関係資料2番の14ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

2件とも、議案第3号関係資料1番あるいは議案第3号関係資料2番にあるとおり、別紙様式の1号から4号までの提出があり、事務局で確認いたしました。当該農作物の栽培に関する技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保され、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないと認められること等を確認したことから、この度の計画変更については、適当であると判断させていただきました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番 岩本です。どちらの案件も、営農型太陽光発電設備の下部農地に係る営農計画の変更を目的とした、事業計画変更申請となっておりますので、合わせてご報告いたします。令和8年6月10日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を調査いたしました。この度の変更に至った理由については、先程、事務局からも説明がありましたので省略いたします。耕作者は、どちらも同じ法人で、

1 番は、2 筆の一部を、お茶から陸稲に、2 番は、3 筆と 2 筆の一部を、お茶から陸稲に、1 筆を、山椒から陸稲に転換するもので、大部分のほ場は、既に耕起が完了した状態でした。事務局に確認したところ、品種は、ひのひかりとのこと。同法人は、昨年から陸稲を作付けており、昨年は、地域の平均的な単収の 8 割程度の収穫は確保できておりますので、この度の承認は致し方ないと思いますが、今年の 1 2 月の一時転用許可の期間満了に伴う、再申請の際に、今年の陸稲の収穫量も含め、営農計画については、改めてしっかりとした審査が必要な案件だと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項による許可案件の事業計画変更の承認について、承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 4、議案第 4 号、現況確認について」をお諮りします。タブレットの準備をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書 7 6 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑 2 筆で、合計面積は 6 0 1 m²、位置図は 8 0、8 1 ページ、公図は 8 2 ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北北東へ、約 1. 6 k m に位置する土地でございます。令和 8 年 6 月 5 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね灌木や竹が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第 5 条第 3 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

7 6 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆と畑 1 筆で、合計面積は 2, 3 6 6 m²、位置図は、8 3、8 4 ページ、公図は 8 5 ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所吉見支所から東北東へ約 2. 1 k m に位置する土地でございます。令和 8 年 6 月 4 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね灌木や竹が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第 5 条第 3 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書 77 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑 1 筆で、面積は 3 6 3 m²、位置図は、8 6、8 7 ページ、公図は 8 8 ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所長府支所から南西へ約 2. 8 k m に位置する土地でございます。令和 8 年 6 月 4 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね竹が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第 5 条第 3 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

77 ページに戻りまして、4 番、説明の前に議案書の訂正がございます。

総会議案書 77 ページの「調査結果の判断」の「現在の状況」欄でございますが、「現況確認証明書交付事務取扱要領第 5 条第 4 号」の後ろに、本来入るべき「ア」が漏れておりました。正しくは、「現況確認証明書交付事務取扱要領第 5 条第 4 号ア」でございます。また、末尾の※印「狭小・不整形な土地」の後の文言が欠けておりました。正しくは、「狭小・不整形な土地で、将来的にも農地等として使用することが困難なもの」でございます。大変申し訳ございませんでした。それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、面積は 9 3 m²、位置図は、8 9、9 0 ページ、公図は 9 1 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から東北東へ約 1. 4 k m に位置する土地でございます。令和 8 年 6 月 4 日に、農業委員 2 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、申請地は狭小・不整形な土地でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第 5 条第 4 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。なお、現地調査申し合わせ事項において、現況確認書交付事務取扱要領第 5 条第 4 号アの場合は、最適化推進委員の現地調査を求めている旨、申し添えます。

77 ページに戻りまして、5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑 2 筆で、合計面積は 9 2 5 m²、位置図は、9 2、9 3 ページ、公図は 9 4 ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北東へ約 1. 3 k m に位置する土地でございます。令和 8 年 6 月 4 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね灌木や竹が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第 5 条第 3 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書 78 ページをお開きください。6 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、面積は 1 9 1 m²、位置図は、9 5、9 6 ページ、公図は 9 7 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所川中支所から南西へ約 1. 5 k m に位置する土地でございます。

令和8年6月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は半分以上が傾斜地であり、平地部分は狭小かつ不整形でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

78ページに戻りまして、7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は1,358㎡、位置図は、98、99ページ、公図は100ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から北東へ約1.3kmに位置する土地でございます。令和8年6月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は一部山林化していましたが、保全管理がされており、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条に規定する非農地としての認定基準に該当しないと判断し、「農地」との判断になっております。

総会議案書79ページをお開きください。8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑3筆で、合計面積は4,074㎡、位置図は、101、102ページ、公図は103、104ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所長府支所から北北西へ約900mに位置する土地でございます。令和8年6月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。[]と[]につきましては、概ね灌木や竹が繁茂していたしましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。[]につきましては、一部は山林化していましたが、果樹園として利用されている部分があり、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条に規定する非農地としての認定基準に該当しないと判断し、「農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。議案第4号1について、説明します。6月5日、委員2名、最適化推進委員1名、事務局2名で現地調査を実施しました。概ね灌木や竹が繁茂し、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、全員一致で非農地と判断しました。宜しくご審議ください。

議長（山田会長）

続いて、2番及び4番から7番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。議案第4号、現況確認について申し上げます。6月4日、委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地調査にまいりました。2番ですが、■■■■■の近くにあり、山の中を歩いて確認いたしました。申請地は、昭和40年代にみかん園にするために整地を行い昭和50年代まで収穫していましたが、作業従事者の死亡により、放置し、現在に至ったものです。概ね灌木や竹が繁茂していましたので、非農地と判断いたしました。4番について申し上げます。6月4日、委員2名、事務局2名で現地調査にまいりました。申請地は、勝山地区で、長安線と山陽線の間にある土地で、令和3年1月に計画道路の一部として山口県に売り渡した残地で、耕作できなくなったため、現在、荒廃地となっています。公共事業を伴う残地でありまして、耕作困難な土地と判断し、非農地と判断いたしました。5番について申し上げます。申請地は田倉の丸喜近くにあります。相続で取得した平成20年以前より前所有者が高齢により耕作しておらず、申請者も自宅から離れておりましたので、耕作ができず現在に至ったものです。竹や雑木が繁茂しており山林の一部となっておりましたので、非農地と判断いたしました。6番について申し上げます。6月4日、委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地調査にまいりました。50年以上耕作を行っておらず、申請地を見つけるのが大変でしたが、現地調査で申請地を確認することができました。申請地は、半分以上が傾斜地であり平地の部分は少なく農地として耕作困難であることから、非農地と判断いたしました。7番について申し上げます。6月4日、委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地調査にまいりました。先程の5番の申請地と隣接している農地です。申請地の一部は山林化していましたが、事務局の説明のとおり、ちゃんと保全管理がなされておりましたことから、非農地の判断基準に該当しないことから、農地として判断させていただきました。2番、4番、5番、6番、7番、よろしくご審議の程お願いします。

議長（山田会長）

続いて、3番及び8番の案件につきまして、議席番号2番、木村貴志子委員、報告をお願いいたします。

木村貴志子委員

議席番号、2番、木村でございます。3番及び8番の案件について、現地調査の結果をご報告をいたします。令和8年6月4日、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。3番についてご報告いたします。現地について、事務局からタブレットに送られている写真を見ていただければよくわかると思いますが、立ち入ることが困難なような場所にありこんな

ところを過去に畑として耕していたのか疑問がおこるような場所にありましたので、非農地と判断いたしました。

8 番についてご報告いたします。同じく、令和 8 年 6 月 4 日、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました。

■については、竹藪で中が見えない状況でございました。■については、一部は雑草でしたが、大部分は、竹が繁茂しておりまして、非農地と判断いたしました。それから ■については、事務局の説明にもあったとおり一部は、竹藪、山林化していたんですが、果樹園としてきちんと耕作がされておりましたので、これは、農地と判断いたしました。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第 4 号、現況確認について、7 番及び 8 番のうち ■の案件は、農地とし、その外は全て非農地とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 5、議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請についてをお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書 105 ページをお開きください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。詳細につきましては、106 ページから 125 ページの「1. 農用地利用集積等促進計画一括一覧表、令和 8 年 6 月 30 日公告予定分をご覧ください。今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに、山口県農地中間管理機構に対し策定要請を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し認可申請が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。議案第 5 号関係資料の 1 ページから 3 ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第5号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請について、原案のとおり承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本議案は、原案のとおり承認と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に農用地利用集積等促進計画一括の策定について要請いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第6、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画集積及び配分案に係る意見決定についてをお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書126ページをお開きください。この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2段階方式の手続きに関するものとなります。

1番、内容につきましては、127ページの「1. 農用地利用集積等促進計画集積一覧表、令和8年6月30日公告予定分をご覧ください。

1番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。2番、内容につきましては、128ページの2、農用地利用集積等促進計画配分案下関区域分と、129ページの利用権の設定を受ける者の経営状況下関区域分をご覧ください。

2番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。なお、配分のための県の公告日が令和8年7月30日の予定となっております。別紙、議案第6号関係資料の1ページから3ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませ

んか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画集積及び配分案に係る意見決定について、原案のとおり、意見なしとすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案については、意見なしと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第7、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定についてをお諮りします。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書130ページをご覧ください。

本件は、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項を制定しようとするものでございます。議案第7号関係資料①、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項（案）をご覧ください。令和5年の募集要項から変更になった部分は、下線部分で、2番の任用期間と6番（2）の、刑法等の一部改正に伴う、禁錮から拘禁刑への変更、7番（3）の受付期間の3箇所でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

1番、募集人数は40人、2番、任用期間は令和9年2月22日以降から令和12年2月21日まで、3番、身分は下関市の特別職の非常勤職員となります。

4番、職務の内容は、（1）から（5）の記載のとおり、5番、委員報酬は、月額22,000円、6番、推薦を受ける者及び応募する者の資格は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、市内に住所を有する者で、（1）から（4）に該当する者は除きます。7番、推薦及び応募に係る手続き等で、（1）提出書類は、様式第1号から様式第3号、（2）提出先は、持参又は郵送により、下関市農業委員会事務局、（3）受付期間は7月27日から9月4日までで、受付期間内必着としております。8番については、推薦に関する注意事項を記載してあります。9番、選任方法には、評価の方法や選任方法について記載しております。10番、情報の公表は、下関市ホームページで、（1）から（6）の内容を公表します。11番、問い合わせ先、提出先は、事務局となっております。

別表、推進委員の担当区域と人数、続けて、推薦及び応募に係る提出書類の様式、様式1号から様式3号を添付しております。また、議案第7号関係資料②として、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する要綱を参考までにお配りしております。こちらについては、改正及び変更箇所はございません。

なお、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準については、本日総会終了後に、専門委員会でご協議いただき、来月総会に上程させていただきます。

く予定としております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

新久保克己委員

3番の新久保です。2点質問いたします。1点は、担当区域の定数が定まっていますが、この定数を決めたときにですね、どのような経緯で決まったのか教えていただきたい。これが、1点、もう1点は、これを変えることはできないのかという点です。私は、清末と王司を担当していますが、活動として利用権設定の満了通知を配っていますが、王司はですね、毎年50、60通あって、一人の方が配布しています。清末は、農業委員1名と最適化推進委員2名の計3名で担当していますので、そのバランスがちょっと偏っておるんで、その辺はどうなのかなという疑問をもっています。ということで、この定数について質問をさせていただきました。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本事務局長補佐）

少し時間をいただきます。

（2分）

はい、お答えいたします。本日、申し訳ございません。資料等持参しておりませんので、来月、ご質問については、ご回答させていただきたいと思いますので、来月、改めて上程させていただきたいと思いますがどうでしょうか。

議長（山田会長）

新久保委員よろしいですか。

新久保克己委員

よろしくお願いします。

議長（山田会長）

阪田委員、どうぞ。

阪田実委員

1番の阪田です。今、話がありました農地の貸し借りの文書の配布ですけど、私が最初になったころにはなかったんですけど、途中から急に農家との接し方、関わりをもてという意味で配れと言われたので、私は配りましたけど、郡部の方はそういう意味では配りやすいとは思いますが、私達の新下関地区や長府地区については、まったく知らない人、農地、住所もあります。話をして文書を渡していますが、こんな状況で、この配布が何か意味があるんですか。手当をもらっ

ているから働けと言われても、それは違うと思いますが。次の総会でいいですので、この点についての経緯についても教えてください。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（村田事務局長）

すみません。この度改選があるということで、皆さんから貴重なご意見をいただいております。私は初めてでございますので、事情を全て理解できていませんけれど、この定数も含めて、この制度が始まった9年前からだと思います。利用権設定の満了通知の配布は途中からだと思います。それを含めまして、本日、いろいろな現状も確認させていただきましたので、今後、どういう形で進めていくのか内部で整理させていただき、次回の総会でご審議いただきたいと思います。すみません。この場での直接の回答が難しいところもございますので、次回の総会となりますので、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

阪田委員、よろしいですか

阪田実委員

はい

議長（山田会長）

外にはございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第7号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定について原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

事務局（村田事務局長）

議長、発言してもよろしいですか

議長（山田会長）

発言を許可します。

事務局（村田事務局長）

補足ですが、今採決し承認されましたが、定数の件も含めて、事務局で精査し、もう一度、総会に図るべきか相談させていただきたいと思いますが、その点については、了承いただいているということでよろしいでしょうか。

議長（山田会長）

先程、事務局から提案がありましたけれど、定数の決定の経緯や利用権設定の満了通知の配布についての経緯については、来月、事務局から説明があると判断させていただきましたので、よって、本件については、提案のとおり予定どおり採決をさせていただきました。

お二人のそれぞれの意見は、その経緯についての確認がしたいとのことでございましたので、事務局に確認させ、来月の総会で報告させたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局（村田事務局長）

議長、発言してもよろしいですか

議長（山田会長）

発言を許可します。

事務局（村田事務局長）

すみません。経緯も含め来月の総会で経緯について説明させていただきたいと思います。また、実情もわかりましたので、その対応についても今後検討させていただきたいと思います。

議長（山田会長）

したがって、この制定については、先ほど、挙手全員でございましたので、承認とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長（山田会長）

木村委員、どうぞ。

木村貴志子委員

2番の木村です。私も手をあげてしまいましたが、この度の募集をこの定数で行うことに對し賛成を皆さんはしたんですかね。定数を訂正することも可能ならば賛成したんでしょうか。それを含めての採決でないのであれば、私は、来月改めて審議する必要があると思いますが。

事務局（村田事務局長）

議長、発言してもよろしいですか

議長（山田会長）

発言を許可します。

事務局（村田事務局長）

すみません。来月もう一度、定数については、再度説明したのちに、採決していただければと思います。

議長（山田会長）

それでは、本件については、この度の定数も含め承認とさせていただきます。

事務局（村田事務局長）

今回は、この定数でご承認いただき、どうしても地区内での調整が必要になった場合は、来月、改めてご審議いただきたいと思います。

議長（山田会長）

今の局長の説明でよろしいでしょうか

委員

異議なし

議長（山田会長）

以上で、審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第8「報告第1号」から日程第19「報告第12号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご報告いたします。総会報告書1から4ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、14件ございました。

5ページ、報告第2号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

16、17ページ、報告第3号「農地転用事業計画の変更届出」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等揃っておりますので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

18、19ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等揃っておりますので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

20ページ、報告第5号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。撤回理由は、議案書記載のとおりでございます。

21ページ、報告第6号「現況確認について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認証明書交付事務取扱要領により、現況確認証明書を交付いたしました。

25ページ、報告第7号「農地造成完了届について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

26ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

27ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ございました。ここで報告書の訂正がございます。2番の備考欄についてですが、内容を一部訂正いたしました。詳細につきましては、本日お配りしております、総会報告書の訂正でご確認願います。大変申し訳ございませんでした。内容につきましては、記載のとおりでございます。提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

28、29ページ、報告第10号「事業完了報告について」でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について現地確認が終了しております。

30から32ページ、報告第11号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。過去に資材置場を目的に農地転用許可された5件については、6月に現地調査を行い、調査月の総会で報告することとなっております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

33ページ、報告第12号「令和7年度第12回総会議案第7号関係資料②の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第12号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

阪田実委員

1番の阪田です。1つ質問なんですが、7号の農地造成完了届についてです。別の案件ですが、農地造成をし、栗を作付けた案件がありました。私は土地の所有者も知っていますが、この最近、フェンスが設置され、資材置場として利用されています。私達は、違反行為を発見した場合は、どのような対応をしたら良いのか教えてください。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本事務局長補佐）

はい。お答えいたします。まず、先程の件につきましては、事務局にも相談を受けておりますので、本日、総会終了後に現地を確認する予定です。

続きまして、農地法の違反を発見した場合の対応ですが、直接、お話されても構いませんが、事務局に報告いただければ、いろいろ事務局でも調べさせていただき、一緒に指導させていただきたいと思っております。

阪田実委員

違反についての情報は、どちらからあるんですか。近所の方からですか。

事務局（岡本事務局長補佐）

地元であったり、市であったりさまざまです。

議長（山田会長）

他にございませんか

ないようですので、以上をもちまして、令和8年度第3回定例総会の閉会を宣

告いたします。

(終了時刻 1 1 時 1 8 分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....